

議第95号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年7月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3 使用料の表中「5,500」を「11,000」に、「3,300」を「5,500」に、「2,750」を「3,300」に、「1,650」を「2,090」に改め、別表第3注2中「（病床数が500未満であるものに限る。）」を削る。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。